

## 議案第63号

### 「武豊町立図書館の指定管理者の指定について」

#### 反対討論原稿

平成23年12月15日

日本共産党 梶田 稔

私は、日本共産党議員団を代表して、議案第63号「武豊町立図書館の指定管理者の指定について」反対の立場から、以下、討論するものであります。

本議案は、現在、町直営で管理・運営されている町立図書館に、指定管理者として「株式会社図書館流通センター」を指定し、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間を指定期間としています。

抑も図書館に限らず「公の施設」は、今日の経済社会のさまざまな矛盾を解決するために、自治体がより積極的に関わっていくことの必要性から設置されたものであり、住民の福祉を増進するためのものであります。

当然のことながら、「公の施設」の管理は、設置主体である地方公共団体が直接これにあたるのが原則であります。

平成13年以降、小泉「構造改革」が地方行政にも襲いかかり、「官から民へ」「民間でやれることは民間へ」の掛け声のもと、平成15年6月、地方自治法改正により指定管理者制度が導入され、直営の公共施設への指定管理者制度導入が始まりました。

しかし、当初は、図書館法で無料の貸出を基本とする図書館までは対象とはしませんでした。その後、平成17年に社会教育法が一部改正され、図書館への指定管理者制度導入が促進されることになりました。

武豊町立図書館は、昭和61年8月オープンして以来、水上の図書館としてそのデザインが注目されただけでなく、平成22年度の図書館利用の実績を図書館年俵で見ますと、登録者数は4万2千人とほぼ人口に匹敵し、蔵書数22万4千冊、貸出冊数45万7千冊、来館者数19万6千人と県内91館の内でもトップクラスの優秀な実績を挙げています。

歴代図書館長を初めとする図書館職員の努力の結果であり、町教育委員会の施策・方針の優位性・積極性の証でもあります。

このようなすばらしい実績を挙げている武豊町立図書館を、いま、なぜ指定管理者制度を導入して管理・運営を委ねなければならないのか、疑問とともに

憤りさえ感ずるのは私だけではないと思います。改めて、再考を求めたい。

社会教育法が一部改正されて、図書館への指定管理者制度導入に道を開いたとはいえ、文部科学省が昨年4月に発表した全国調査の結果では、全国3165館のうち指定管理者導入は203館、6.4%。愛知県内では、91館のうち5館、5.5%にとどまっています。

昨年12月、年の瀬も押し迫った28日、総務省自治行政局長名で、地方自治法第252条の17の5に基づいて「助言」を発出し、指定管理者制度は「地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、これまでの通知に加え」「改めて制度の適切な運用に努められるよう」に、8項目の通知を各都道府県知事等宛に出しました。

この通知について、新年早々の1月5日、閣議後の記者会見で記者の質問に答えて、片山総務大臣(当時)は、次のような注目すべき発言をしております。

「年末に出した通知は、指定管理者制度を巡る誤解とか理解不足を解いていこうという趣旨です。指定管理者が導入されて、今日までの自治体のこの制度の利用状況を見てみますと、コストカットのツールとして使ってきた嫌いがあります。一番のねらいは、行政サービスの質の向上にあるはずですが、外注することによって、アウトソースすることによって、コストをいかにカットするかというところに力点がおかれてきたような印象を持っております。

特に、私どもが懸念しているのは、本来、指定管理者になじまないような施設まで、指定管理の波が押し寄せて、現れてしまっているという、そういうことを懸念していたものですから、改めて、その誤解を解いたり、本来の趣旨、目的を理解していただくために出したわけです。

具体的にどういうことかと言うと、例えば、公共図書館とか、ましてや学校図書館なんかは、指定管理になじまないと思います。やはり、きちっと行政がちゃんと直営で、スタッフを配置して運営すべきだと、私なんかは思うのですね。

もう一つの認識は、これまで指定管理者だけではなくて、従来からの外部化というものを、総務省として随分進めてきました。定員削減とか、総人件費の削減という意味でアウトソースというものを進めてきたわけです。それがやはり、コストカットを目的として、結果として官製ワーキングプアというものを随分産んでしまっている。そういうことがありますので、それに対する懸念も示して、少し見直してもらいたいという気持ちもあって出したわけです。

自治体は、地元の企業には正規職員を増やしてくださいと働きかけるのですが、当の自治体が自ら内部では非正規化をどんどん進めて、なおかつアウトソースを通じて官製ワーキングプアを大量に作ってしまったという、やはりその自覚と反省は必要だろうと私は思います。

もう一つは、かねて申し上げておりますけれども、集中改革プランという法的根拠のない仕組みを全国に強いてきたという、これの解除ですね。もともと法的に有効な通知ではありませんから、解除という言葉がいいかどうか分かりませんが、以前進めてきた集中改革プランにとられることなく、自治体では、業務と職員とのバランスは自ら考えて、これからも定数管理などを行っていただきたいと、この二つであります。」

以上が、片山総務大臣が新年の記者会見で述べた要点であります。少し引用が長くなりましたが、当面する重要な行政課題に、辛辣かつ直接的に言及しており、僭越ながら、私が申し上げたいと思っていることを、政府の最高責任者としての立場から発言されておりますので、あえて紹介させていただきました。

私の討論が終われば、議案に対する採決が行われ、賛成多数となれば可決されることとなります。

図書館のあり方と住民ニーズに応える体制の拡充については、累次の議論を重ねてきましたが、利潤の追求を旨とする株式会社の参入という、従来とは全く異質な管理・運営体制が導入されることになり、今まで以上に厳格にそのあり方を監査し、住民ニーズに応える図書館となるために取り組んでいかなければならないと、改めて決意を新たにしているところであります。

以上を以て、議案第63号「武豊町立図書館の指定管理者の指定について」に対する反対討論といたします。

以 上